

令和5年度(令和6年度整備分)

社会福祉施設等施設整備事業(障害関係施設分)に係る整備補助対象【防災関係整備分】

1 協議案件の決定方法

「2 整備補助対象」に該当しないものは、非該当とする。

2 整備補助対象

- 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等における耐震化のための改築、老朽化による改築等
- 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等における非常用自家発電設備の整備
- 災害による断水時に飲料水や生活水の確保の必要性が高い入所施設等における給水設備の整備
- 安全性に問題のある組積造またはコンクリートブロック造の塀の改修